

意匠制度

州名	国コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	ヘイグ協定	ロカルノ協定	意匠法	出願人の格	現地の代理人	審査制度	新の規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判	国際分類	登録表示	OHIM	アンデス条約	ARIPO	備考			
												起算日	期一年間	起算日	期	起算日	期								起算日	期	
アジア	AE	アラブ首長国連邦			x	x				要	内外国公知 内外国刊行物	出	10	公	60日	-			x	x	-	-	-	-			
	AF	アフガニスタン	x	x	x	x					調査時点において、意匠法が未制定であるが、模倣に対してはCommon Lawにより裁判所に訴えることができる。																
	BD	バングラデシュ				x				要	国内公知	出	5延5 ずつ2回	-	-		(備)								(備)高等裁判所に提訴する。		
	BN	ブルネイ	x		x	x				要	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-					x							
	BT	ブータン		x	x	x		(備)		要	x	国内公知 国内刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-									(備)ただし調査時点において、意匠法は未施行。		
	CN	中国				x				要	x	国内公知 内外国刊行物	出	10	-	-					x						
	HK	香港				x	x			要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ4回	-	-					x						
	ID	インドネシア					x			要		内外国公知 内外国刊行物	出	10	公	3月	-				x						
	IL	イスラエル					x			要		国内公知	出	5延5 ずつ2回	公	3月	-				x						
	IN	インド					x			要		内外国公知 内外国刊行物	登	10	延5	公	3月	-									
	IQ	イラク		x	x	x				要	x	内外国公知 内外国刊行物	登	10	-	-				x	(備)					連合暫定施政当局(CPA)指令第81号(備)イラク独自の意匠分類(20類)	
	IR	イラン		x	x	x	x					調査時点において、意匠法は未制定															
	JO	ヨルダン					x			-	x	内外国公知 内外国刊行物	出	15	公	90日	-										
	JP	日本					x			要		内外国公知 内外国刊行物	登	20	なし	なし					x						
	KH	カンボジア					x		(備)		要	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-										(備)ただし調査時点において、意匠法は未施行。	
	KR	韓国 (実体審査有/無制度併存)					x			要	x	内外国公知 内外国刊行物	登	15	-	-	登	3月	(備)		x					(備)利害関係人又は審査官のみが請求できる	
	KW	クウェート	x		x	x				-	x	国内公知公用 出願前20年間	出	5延5 ずつ2回	-	-					x						
	LA	ラオス		x	x	x				-	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-					x						
	LB	レバノン		x	x	x				要 (備)	x	国内公知	出	5-25 (最長 25年)	-	-					x					(備)レバノン又はシリアの代理人を選定できる。	
	LK	スリランカ					x			要		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	公	2月	-										
MM	ミャンマー	x		x	x						調査時点において意匠法は未制定																
MN	モンゴル								要	○	内外国公知 内外国刊行物	登	10	公	3月	-											
MY	マレーシア					x			要	x	国内公知	出	5延5 ずつ2回	-	-					x							
NP	ネパール					x			要		国内公知 国内刊行物	登	5延5 ずつ2回	-	公	35日	-										
PH	フィリピン					x			要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-												
PK	パキスタン					x			要		内外国公知 内外国刊行物	出	5延10 ずつ2回	-	-		(備)								(備)裁判所に提訴する。		
SA	サウジアラビア					x			要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	10	-	-					x							
SG	シンガポール					x			要	x	内外国公知 内外国刊行物	登	5延5 ずつ2回	-	-					x							
SY	シリア		x	x	x				要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-					x							
TH	タイ					x			要		国内公知 内外国刊行物	出	10	公	90日	-				x							
TR	トルコ								要		内外国公知	出	5延5 ずつ4回	-	公	(備)6月				x					(備)登録の公告日		
TW	台湾	x				x			要		内外国公知 内外国刊行物	出	12	-	-												
VN	ベトナム					x			要	○	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	(備1)	-	(備2)			x					(備1)公告の日から登録までの間、意見書を提出できる。 (備2)権利有効期間中		
YE	イエメン		x	x	x				-		内外国公知 内外国刊行物	登	5延5 ずつ2回	-	-					x							
アメリカ	AR	アルゼンチン							要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-					x							
	BO	ボリビア							要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	10	公	30日	-	登	5年		x							
	BR	ブラジル							要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	10延5 ずつ3回	-	-					x							
	CA	カナダ							要		内外国公知 内外国刊行物	登	10	-	-					x	x						

州名	国コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	ヘイグ協定	ロカルノ協定	意匠法	出資者の格	現地の代理人	審査制度	新の規性基準	存続期間		権利付与 前異議申立	権利付与 後異議申立	無効審判	国際分類	登録表示	OHIM	アンデス条約	ARIPO	備考				
												起算日	期一年間										起算日	起算日	起算日	起算日
												出	登	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
アメリカ	CL	チリ		x	x					要	内外国公知 内外国刊行物	出	10	公	45日	-										
	CO	コロンビア		x	x					要	x 内外国公知 内外国刊行物	出	10	公	30日	-		x								
	CR	コスタリカ		x	x					要	内外国公知 内外国刊行物	登	10	公	30日	-		x					(備)最初の公告			
	CU	キューバ		x						要	内外国公知 内外国刊行物	出	5	延5	-	-										
	DO	ドミニカ共和国		x	x	(備)				要	x 内外国公知 内外国刊行物	出	5	延5	-	-		x					(備)ただし調査時点において、意匠法は未施行。			
	EC	エクアドル		x	x					要	x 内外国公知 内外国刊行物	出	10	公	30日	-		x								
	GT	グアテマラ		x	x					要	内外国公知 内外国刊行物	出	10	延5	-	(備)	-	x					(備)情報提供制度(公告から3月間)あり。			
	HN	ホンジュラス		x	x					要	国内公知	出	5	延5	公	90日	-		x							
	HT	ハイチ		x	x					-	x	出	5	延5	-	-		-	x							
	JM	ジャマイカ		x	x					-	国内公知	登	15	-	-	-		x								
	MX	メキシコ		x						-	内外国公知 内外国刊行物	出	15	-	-	-		-								
	NI	ニカラグア		x	x					要	内外国公知	出	5	延5	-	-	(備)		x				(備)裁判所に提訴する			
	PA	パナマ		x	x					-	内外国公知 内外国刊行物	出	10	延5	公	2月(備1)	-	(備2)	x				(備1)異議申立は裁判所に提訴する。 (備2)無効審判は裁判所に提訴する。			
	PE	ペルー		x	x					要	x 内外国公知 内外国刊行物	出	10	公	30日	-		x								
	PY	パラグアイ		x	x					要	内外国公知 内外国刊行物	出	5	延5	公	60日	-	登(備)	2年	x				(備)裁判所に提訴する		
	SR	スリナム			x						調査時点において意匠法は未制定															
	SV	エルサルバドル		x	x					-	x 国内公知 国内刊行物	出	5	延5	-	-		-	x							
	TT	トリニダード・トバゴ		x						要	x 内外国公知 内外国刊行物	出	5	延5	-	-			x							
US	米国		x	x					-	国内公知 内外国刊行物	登	14	-	-	-											
UY	ウルグアイ		x						要	内外国公知 内外国刊行物	出	10	延5	-	-			x								
VE	ベネズエラ		x	x					要	x 内外国公知 内外国刊行物	出	10	公	30日	-			x					2006.4.22にアンデス条約の廃棄を通告			
ヨーロッパ	AL	アルバニア			x					要	x 内外国公知 内外国刊行物	出	5	延5	-	-		-								
	AM	アルメニア		x	x					要	x 内外国公知 内外国刊行物	出	15	-	-	-		x								
	AT	オーストリア		x						要	x 内外国公知 内外国刊行物	出	5	延5	-	-			x							
	AZ	アゼルバイジャン		x	x					要	内外国公知 内外国刊行物	出	10	公	6月(備)	6月			x					(備)特許付与公告日		
	BE	ベルギー				(備1)				-	x 欧州域内公知 欧州域内刊行物	寄託の日	5	延5	-	-	(備2)		x				(備1)ベネルクス統一意匠法 (備2)裁判所に提訴する			
	BG	ブルガリア								要	国内公知	出	10	延5	公	2月	-		x							
	BY	ベラルーシ		x	x					要	x 内外国公知 内外国刊行物	出	10	延5	-	-	(備)						(備)意匠権の有効期間中			
	CH	スイス								要	x 内外国公知 内外国刊行物	出	5	延5	-	-			x							
	CY	キプロス		x	x			(備)		要	x 共同体内公知 共同体内刊行物	出	5	延5	-	-							(備)キプロス及びECメンバー国内に居住を有する 自然人及びそこで活動する 法人のみが対象。			
	CZ	チェコ		x						要	内外国公知	出	5	延5	-	-			x							
	DE	ドイツ								要	x 欧州域内公知 欧州域内刊行物	出	5	延5	-	-			x							
	DK	デンマーク		x						要	内外国公知 内外国刊行物	出	5	延5	-	-			x				フェロー諸島、グリーンランドにも保護の効力が及ぶ。			
	EE	エストニア								要	x 内外国公知 内外国刊行物	出	5	延5	-	-			x							
	ES	スペイン								-	x 内外国公知 内外国刊行物	登	5	延5	-	公	2月		x							
FI	フィンランド		x						要	内外国公知 内外国刊行物	出	5	延5	公	2月	-		-	x							
FR	フランス								要	x 内外国公知 内外国刊行物	出	5	延5	-	-			x								
GB	英国		x						要	x 内外国公知 内外国刊行物	出	5	延5	-	-								マン島にも効力が及ぶ。			
GE	グルジア			x					要	x 内外国公知 内外国刊行物	出	15	-	-	-											



州名	国コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	ヘールグ協定	ロカルノ協定	意匠法	出願人の資格	現地の代理人	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立	権利付与後異議申立	無効審判	国際分類	登録表示	OHIM	ARIPO	ARIPO	備考		
												起算日	期間											
アフリカ	ET	エチオピア	x	x	x	x							調査時点において意匠法は未制定											
	GA	ガボン							要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-			x	-	-	-			
	GH	ガーナ			x	x							英国で取得された意匠権が効力を有する											
	GN	ギニア			x				要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-			x	-	-	-			
	KE	ケニア			x	x				-	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-			-	-	-	-		
	LR	リベリア	x	x	x	x							調査時点において意匠法は未制定											
	LY	リビア	x	x	x					-	x	国内公知	出	5延5 ずつ2回	-	-			-	x	-	-	-	
	MA	モロッコ				x				要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-			-	x	-	-	-	
	MG	マダガスカル			x	x				要	x	内外国公知	出	5延5 ずつ2回	-	-			-	-	-	-	-	
	ML	マリ				x				要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-			x	-	-	-		
	MR	モリタニア			x	x				要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-			x	-	-	-		
	MW	マラウイ			x					要	x	国内公知	出	5延5 ずつ2回	-	-			x	-	-	-		
	NE	ニジェール				x				要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-			x	-	-	-		
	NG	ナイジェリア			x	x				要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-			-	x	-	-	-	
	RW	ルワンダ			x	x					-	x	-	出	(備)	-	-			-	x	-	-	(備)1・3・5年より選択。1年又は3年を選択した場合、3年又は5年の延長可
	SD	スーダン	x	x	x					要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-			-	x	-	-	-	
	SL	シエラレオネ			x	x	x						英国で取得された意匠権が効力を有する											
	SN	セネガル				x				要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-			x	-	-	-		
	SO	ソマリア	x	x	x	x				要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	4	-	-			-	x	-	-	-	
	TD	チャド			x	x				要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-			x	-	-	-		
TG	トゴ			x	x				要	x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-			x	-	-	-			
TN	チュニジア				x				要	x	-	出	(備)	-	-			-	x	-	-	-	(備)5・10・15年より選択。5・10年を選択した場合は、最長15年まで更新可。	
TZ	タンザニア			x	x	x						英国特許法を適用・英国で取得した特許権が効力を有する												
UG	ウガンダ			x	x	x						英国特許法を適用・英国で取得した特許権が効力を有する												
ZA	南アフリカ			x	x				要	x	内外国公知 内外国刊行物	(備1)	10又は15 (備2)	-	-			x	-	-	-	-	(備1)登録日又は公表日の何れか早い方。 (備2)美的意匠は15年、機能的意匠は10年。	
ZM	ザンビア			x	x				要		国内公知	登	5延5 ずつ2回	-	-			-	x	-	-	-		
オセアニア	AU	オーストラリア			x	x			要	x	国内公知 内外国刊行物	登	5延5	-	-			-	-	-	-	-	ノーフォーク島にも保護の効力が及ぶ	
	NZ	ニュージーランド			x	x			要		国内公知 国内刊行物	出	5延5 ずつ2回	-	-			x	-	-	-	-	クック諸島及びトケラウ諸島にも保護の効力が及ぶ	
	WS	サモア	x	x	x	x			要	x	内外国公知	出	5延5 ずつ2回	-	-			-	x	-	-	-		

(備考) 特許庁「平成19年度各国の産業財産権制度・運用等に関する基礎資料の作成」による調査結果

- 注:
- パリ条約の項中、「」は「加盟国」を、「x」は「未加盟国」を示す。
  - WTO協定の項中、「」は「加盟国」であることを、「x」は「未加盟国」であることを示す。
  - 「意匠の国際寄託に関するヘールグ協定」の項中、「」は「加盟国」であることを、「x」は「未加盟国」であることを示す。
  - 「意匠の国際分類を確立するためのロカルノ協定」の項中、「」は「加盟国」であることを、「x」は「未加盟国」であることを示す。
  - 出願人の資格の項中、「」は「創作者又は承継人が出願できる」ことを、「」は「創作者のみが出願できる」ことを示す。
  - 審査制度の項中、「」は「審査主義」を、「x」は「無審査主義」をとっていることを示す。
  - 存続期間の項中、「起算日」において、「登」とは「登録日」を、「出」とは「出願日」を表す。また、「期間」の項において「延」とあるものは期間延長を示す。
  - 無効審判の項中、「」は「当該制度があるが、期限の定めがない」ことを示す。
  - 登録表示の項中、「」は「要」を、「x」は「不要」を示す。
  - ソマリアはARIPO加盟国であるが、ARIPOに特許付与及び実用新案・意匠登録の権限を与える議定書であるハラレ・プロトコルの締結国ではない。

情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際課外国相談係（Eメール：PA0842@jpo.go.jp）までご連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先：国際課